平戸市介護職人材確保支援事業

[キャリア形成推進事業概要]

平戸市の介護サービス事業所における人材を確保・育成を図ることを目的として、介護職人材確保支援事業を実施する。

**●キャリア形成推進事業**

介護職従事者に介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得を推奨し、キャリア形成を支援する。

1. 介護サービス事業所に介護職として就職する25歳以下の者に就職準備金を交付する。

[　5万円　]

1. ①に該当する者で初任者研修、実務者研修又は、介護福祉士資格取得者に追加交付する。

[　5万円　]

1. ①の受給者で同一の介護サービス事業者で3年間勤務した者へ交付する。

[　10万円　]

1. ①の交付を受けたものを除き、介護サービス事業所に３年以上在職する介護職で介護福祉士、社会福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員の資格を取得した者へ交付する。

　　[　10万円　]

**【　申請書類　】**

①平戸市キャリア形成推進事業賞賜金交付申請書（様式第１号）

②平戸市内の住民登録の有無にかかわらず、平戸市役所本庁、各支所、出張所又は郵送で交付を受けた「平戸市の納税証明（滞納がない証明）」を添付すること。（納税証明手数料300円）

③交付対象となる資格取得等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象区分 | 交付要件 | 交付対象となる資格取得等 |
| 1. 新規雇用
 | 介護サービス事業所に介護職の正規職員として雇用された満25歳以下の者 | なし |
| 1. 資格加算
 | 1. の者で介護職員初任者研修、実務

者研修又は、介護福祉士資格取得者 | 介護職員初任者研修、実務者研修、介護福祉士資格の修了書の写し又は証明書 |
| 1. 継続雇用
 | ①の交付を受けた者で、同一の介護サービス事業者で介護職として引き続き３年間勤務した者 | なし |
| 1. 在職資格
 | 介護サービス事業所に介護職として３年以上在職する者で、申請年度において介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は介護支援専門員の資格を取得した者 | 取得した資格証の写し又は証明書 |

**【　用語の定義　】**

 (1) 介護サービス事業所　本市に事業所を有する介護保険法（平成９年法律第123号）に規定する介護サービス事業所及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業所をいう。

(2) 介護職　介護サービス事業所において、高齢者等の身体介護や生活支援を行う職をいう。